

公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞）規則

2017年9月29日理事会制定

（趣旨）

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が学術賞「公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞）」により、地球惑星科学に関わる物質科学の分野において国際的に高い評価を得ている優れた研究者を表彰する為に必要な事項を定めるものである。本賞の名称は三宅泰雄博士のご提案と寄付金で設立された公益信託地球化学研究基金が事業として実施してきた地球化学研究協会学術賞「三宅賞」に由来する。なお、本事業は公益事業として行うものである。

（受賞者の要件）

第2条 受賞者は、地球惑星科学に関わる物質科学の分野において新しい発想によって優れた研究成果を挙げ、国際的に高い評価を得ている個人とする。

（選考・受賞者数）

第3条 受賞者の選考は隔年で行ない、選考毎に原則1件を選ぶ。

（推薦）

第4条 候補者は会員・非会員を問わず、自薦または他薦とする。他薦の場合、正会員のみが推薦者となることができる。他薦の場合は推薦者1名が、自薦の場合は本人が、必要事項が記載された推薦書類（任意書式）をもって会長に提出するものとする。推薦書類の必要事項は「公益社団法人日本地球惑星科学連合学術賞（三宅賞）」審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が別途定める。

2 推薦書類は、事務局にメールにて送付する事とする。

3 推薦者は、本人に受賞の意志があることを事前に確認しなければならない。

（審査委員会）

第5条 理事会は、審査委員会を設置し、推薦された候補者の中から受賞者を選考する。審査委員会に関する規則は別に定める。

（授与）

第6条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、受賞者を認定する。会長は表彰式において受賞者に賞状を授与する。

（推薦・審査の実施時期）

第7条 候補者の推薦及び審査の時期は審査委員会が定める日程をもって行う。

（規定の改廃）

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2017年10月1日から施行する。

(2) 本賞の授賞は2018年度から開始し、以降、隔年（西暦の偶数年度）にて行う。

(3) 2020年3月28日 理事会改訂

(4) 2023年11月28日 理事会改正